

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 24 年 4 月 25 日現在

機関番号：34509

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2011

課題番号：23653027

研究課題名（和文） 新たな民事信託の具体的活用の提案と課題

研究課題名（英文） The proposal and subject of the new concrete practical use of the civil-affairs trusts

研究代表者

今川 嘉文（IMAGAWA YOSHIFUMI）

神戸学院大学・実務法学研究科・教授

研究者番号：30295729

研究成果の概要（和文）：

わが国では、高齢者および障害者等の財産管理を法的に保護し、委託者の要求または財産状況にあわせたスキームの構築として、民事信託の具体的活用について検討し、その問題点および解決の提案を行った。本的研究成果は、編著『誰でも使える民事信託（第2版）』として発行した。また、第1に民事信託の留意点、第2に諸外国の信託制度、第3に後見制度支援信託、第4に高齢者・障害者施設の金銭管理と法的課題、第5に被災後の法的課題と民事信託の活用についても、詳述した。

研究成果の概要（英文）：

In Japan, aging is progress, asset management of elderly people and disabled person will be called for protected legally. The life security of elderly people and disabled person utilizes the civil-affairs trusts. This research was published as two books.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	600,000	180,000	780,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：信託、民事信託、後見制度、後見制度支援信託、事業承継、高齢者・障害者の財産管理、信託義務、震災と信託

1. 研究開始当初の背景

新たな民事信託の具体的活用の提案、その具体的活用の際して、各メリットおよびデメリットについて検討分析する。例えば、「資産の承継・流通型信託」の具体的活用の提案および課題、「中小企業の事業承継と民事信託」の具体的活用の提案および課題、「福

祉型信託」の具体的活用の提案および課題を詳細、「まちづくりと民事信託」の具体的活用の提案および課題につき、実現の際して分析をする。これらを信託制度が発達する米国、民事信託に類似制度を有するドイツおよびフランスの実態を紹介検討する。本研究の具体的提言を行うことで、民事信託が活用

される場面が急増していくものと期待できる。

2. 研究の目的

民事信託とは、信託の受託者が限定された特定の者を相手として、営利を目的とせず、継続反復ではなく、1回だけ引き受ける信託である。個人（高齢者等）、中小企業の経営者、研究機関等の意図を実現するため、委託者と受託者の間で独自の信託契約を締結し、様々なコストを抑えつつ、信託のメリットを生かし、様々なコストを抑えることができる。民事信託は、例えば、自己信託、限定責任信託、知的財産権の信託、金銭信託など多岐にわたる。

信託を業としない限り、受託者としての担い手は、管理型信託会社、技術移転機関（承認 TL0）、信託契約代理店は登録制、グループ企業内の信託は届出制ですむ。このように、信託の担い手が拡大し、民事信託の積極的な活用が期待されている。

例えば、わが国では、高齢化が急速に進み、高齢者および障害者の財産管理を法的に保護し、委託者の要求または財産の状況にあわせたスキームの構築が求められている。高齢者自身、配偶者その他の親族の生活保障に加え、委託者が会社を経営している場合、後継者の確保による事業の維持・承継等をいかにスムーズに行っていくかは、当事者だけでなく、社会全般に係る問題である。そこで、福祉型信託、事業の信託、より広い視野からは「まちづくり信託」の活用が考えられる。しかし、福祉型信託の概念だけでも、目的信託、受益者連続型信託、家族信託、遺言代用信託、年金信託、公益信託等、検討すべき論点および課題は多い。

反面、民事信託の活用場面は拡大したが、「具体的」にどのように実務上活用でき、その「メリット」および「デメリット」は、他の法制度を活用する場合の比較において、どのようなものがあるのか。特に、デメリットは詳細な検討が皆無といていい。新たな民事信託の具体的な活用は、従来の信託銀行および信託会社等の金融機関だけの問題ではなく、個人が受託者として担い手となれるが、当該個人およびそれを取り巻く利害関係者

に多大の影響を与える。

わが国の民事信託の具体的に活用する上で、米国、ドイツおよびフランスの民事信託または類似制度の実態を紹介検討することは意義がある。例えば、福祉型信託では、ドイツでは信託制度ではなく、先位相続と後位相続、継続的な遺言執行、相続契約のスキーム等が活用されている。フランスでは、残余財産遺贈、信託の継伝処分、用益権のスキーム等が活用されている。

私今川嘉文は、広義の信認関係論を中心に研究を進めてきた。民事信託は、信託法および信託業法の立法時に、「今後の活用に関する具体的検証に期待する」と言われながら、実務を視野に入れた具体的な活用方法、他制度を活用する際の比較はなされていない。

本研究は、米国、ドイツおよびフランスの実態を比較しつつ、新たな民事信託の具体的な活用の提案、その具体的な活用の際に、各メリットおよびデメリットを検討分析するものである。

本研究の成果は、書籍として出版する。

3. 研究の方法

第1に、日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会の企業法務研究会、民事信託研究会（メンバーは、日本司法書士会連合会の民事信託検討部会の司法書士、弁護士、税理士、大学研究者）において、具体的事案を検討対象として、民事信託の活用方法の検討、理論考察および議論を行う。また、神戸大商事法研究会、関西商事法研究会における研究報告と議論を中心に、今川が提言する内容の妥当性および問題点を検証していく。

日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会の企業法務研究会は、4年間、月1回2時間のペースで行われているが、私今川嘉文が毎回、研究報告を行ってきた。

今川嘉文は広義の信認関係論を中心に研

究を進めてきた。民事信託は、信託法および信託業法の立法時に、「今後の活用に関する具体的検証に期待する」と言われながら（「国会議事録（抜粋）」信託協会『信託』229号（2007年）105頁以下）、その議論は、必ずしも詳細かつ具体的にはなされてこなかった。

従来、信託の受託は、99.4%が信託銀行等の大手金融機関が担ってきたが、民事信託は個々の担い手が行うものであり、本研究は研究者および実務家の間で、検討・検証がなされてこなかったものである。それを具体的事案にあてはめることができるスキームを各種専門家提案する。

第2に、多数の事案が集積する米国法を比較法対象に研究する。今回は文献研究である。

第3に、研究成果は、今川嘉文が書籍として出版した。

第4に、研究期間は平成23年度の1年間とする。

4. 研究成果

本研究の成果は、(1) 編著『誰でも使える民事信託（第2版）』（日本加除出版、2012年）377頁、および(2) 共著『東日本大震災～復旧・復興に向けて～』（晃洋書房、2012年）151頁～166頁において、詳細に検討をした。

第1に信託総論、として、はじめに、信託の仕組み・当事者、信託の機能、信託のメリット、信託の基本要素、信託の起源と受託概況、当事者の権利と義務、民事信託の活用事案を示す。民事信託のメリットを、具体的事案に当てはめて検討する。

例えば、A1は複数の不動産（X・Y・Z）を所有している。家族は、配偶者A2、長男B、長女Cです。長女CはP会社を営み、A1からP会社本社の敷地として土地Xを借りている。Q銀行は、P会社に対する融資

の担保として、土地Xに抵当権しており、A1はその債務につき連帯保証をしている。高齢となったA1は、土地XをC、土地Y・ZをBに承継させたいと思っている。また、A1の手持ちの現預金は少なく、Cが経営するP会社の業績に照らし、Q銀行からの強制執行をとっても心配している。この場合、民事信託を使うメリットおよびデメリットを検討する。

民事信託の留意点として、詐害信託の取消しと対処、受託者の破綻懸念と属性、について具体的な観点からまとめた。詐害信託の防止・対処として、法律・税務・会計等の専門家は民事信託について、初期の計画立案、関係者との調整、当局との事前調整、信託登記、違法行為の継続的チェック、後見制度支援信託における後見事務、信託監督人等の就任と課題について検討をした。

諸外国の信託制度では、米国では、信託制度と裁判所の関与のあり方、フランスでは、信託制度における当事者の契約自由を尊重する観点からの考察、ドイツでは信託制度ドイツ相続法について考察した。

第2に、民事信託のメリットを、委託者のメリット、受託者のメリット、受益者のメリットから具体的事例に基づき考察した。被災後の法的課題に対し、民事信託の活用は有用である。

東日本大震災および原発事故による当該地域の復旧または復興は、被災前の原状回復という視点だけでなく、新たなスキームに基づく対策が必要である。例えば、被災地の同じ場所で復旧または復興を図ろうとしても、物理的に不可能であり、または長期的に困難である地域がある。

個々の生活基盤を見ても、死亡等を伴う家族関係の劇的な変化、雇用機関である事業所における雇用者・被雇用者個人の被災または

収益減少による信用力低下から、事業所の存続に支障が生じていることがある。たとえ被災地に住み続けることが可能な地域であっても、家族関係の変化および雇用機関の存否の問題等から、被災地を離れなければならない事情もある。

この場合、被災地の住民でなくなることで、被災地復興支援法制の枠組みの対象外となり、支援受給の資格外となる可能性がある。そのため、個人資産の維持または承継、事業の承継、被災復興支援の体制を再構築する必要があります。このような場合、被災後の法的課題解決策として、民事信託は個別事案に照らせば有用であろう。

例えば、震災復興のため、受託者として「パブリック・トラストセンター」を設立し、広く信託財産を受益権化して、受益権を他の公的機関または投資家などに買い取ってもらうことが考えられる。

受託者は信託事務に関する取引で生じた債務について、一定範囲で責任が限定されます(信託法 216 条以下)。また、信託の受益権が譲渡により転々流通し、不特定多数の受益者が生じることが予想される一方、受託者の破綻が現実のものになるおそれがある。

そのため、受託者である「パブリック・トラストセンター」は、地域法人が出資した民事信託会社、公的機関、士業関係機関、NPO 法人などが考えられる。

本研究は、新たな民事信託の具体的活用の提案、具体的活用の際し、各メリットおよびデメリットを検討分析した。信託法の抜本的改正により、多様な信託が創設された。例えば、信託の併合・分割制度、自己信託、

限定責任信託、受益証券発行信託、担保権の信託、目的信託、受益者連続型信託、家族信託、遺言代用信託、公益信託、知的財産権の信託、事業信託などで

ある。

これら民事信託が制度としてありながら、実務を視野に入れた具体的活用方法を詳細に論じられておらず、かつ各メリットおよびデメリットの検証が必ずしも詳細になされていない。そのため、本研究では、例えば、以下の内容について理論および実務の活用を提案し、問題点を詳細に指摘した。

第 1 に、「資産の承継・流通型信託」の活用提案および課題を詳細に提案する。例えば、財産確保と民事信託、一族の共有不動産と民事信託、後継ぎ遺贈型受益者連続信託、遺産紛争防止と民事信託、不動産の転売における流通コストの軽減と民事信託である。

第 2 に、「中小企業の事業承継と民事信託」の活用提案および課題を詳細に提案する。例えば、後継者への中継ぎのための自己信託、後継者への中継ぎのための事業信託、後継者への中継ぎのための株式信託、一部事業の分離による事業価値向上の民事信託、技術・技能承継のための事業信託、知的財産権の民事信託である。

第 3 に、「福祉型信託」の活用提案および課題を詳細に提案する。例えば、成年後見制度との併用、福祉型信託の支援体制の提案、福祉型信託の利用促進の提案、福祉型信託の課題、福祉型信託の信託税制、親亡き後の財産管理と福祉型信託である。

第 4 に、「まちづくりと民事信託」の活用提案および課題を詳細に提案する。例えば、所有権分譲型マンションにおける民事信託の活用、空き耕作地における民事信託の活用、景観保全における民事信託の活用、歴史的建築物の資産ごとおよび附随問題と民事信託である。

これら本研究を通じて、民事信託の具体的活用方法、各問題点の指摘し、著書において解決策の提言をした。

第 1 に、詐欺信託の取消と対策である。具体的には、債権者詐欺信託の具体的内容、

詐害信託の対処である。

第2に、受託者の破綻懸念と対策である。例えば、信託財産の独立性により、受託者が破綻したとしても、信託財産は、受託者の固有財産と区別され、破産財団等には含まれない、従来、信託は、信託銀行等の大手金融機関が引き受けてきたので、受託者の破綻は現実化する懸念が少なかった。信託業法の抜本的改正により、大手金融機関以外の信託会社が比較的自由に参入でき、営業としてではなく信託が広く行われ、受託者の破綻が現実のものになることが予測される。

第3に、信託財産の独立性の確保である。検討内容は、分別管理の方法、財産の識別不能、分割手続である。第4に、受託者の情報提供である。第5に、脱法信託・訴訟信託の禁止と対処である。第6に、受託者の限定責任と信託財産の破産である。第7に、各専門家の関与と責任である。初期の計画立案、関係者との調整、当局との事前調整、信託の登記、違法行為の継続的チェックである。民事信託制度は気軽に使い、民事信託会社の設立のハードルは決して高くない。しかし、民事信託の活用が詐害信託または租税回避行為の疑義が生じないように、予防法務が重要となる。また、委託者およびその関係者の財務状況が極めて悪化し、債務履行のため強制執行を回避するために信託会社を設立し、信託財産を移転すれば、詐害信託に該当する懸念もあり、法律家による信託会社に対する継続的チェックが求められる。では、信託設定が真正であること、継続の適正さについて、具体的にどのようなチェックが必要であるのかが問題となる。これら研究計画書に記載する具体的提言を行うことで、民事信託が活用される場面が急増していくものと期待できる。

とりわけ、民事信託の活用では、法律・税

務・会計等の専門家（以下、「専門職」という。）の関与は重要である。

第1に、初期の計画立案である。専門職は、信託会社の設立に至るまでの相談業務および初期の計画立案に関与することが考えられる。具体的には、当事者である個人および会社の財産状況、会社の決算書類等のデータ収集、内容検討等があり、これらをふまえ、各データと書類に基づく財産承継または事業承継等の問題点の分析、方向付け、信託を含む対策の準備書類の策定をする。

第2に、関係者との調整である。財産承継または事業承継等において、当事者の家族・親族間の意向調整、取締役会、株主総会の決議・承認、株主との交渉および承諾、主たる債権者との交渉および承諾、金融機関との打合わせおよび了解等が必要になる。そのため、専門職は、一定の時間的余裕をもって民事信託に係る関係当事者との調整に関与することが求められる。

第3に、当局との事前調整である。財産承継または事業承継等において民事信託を活用する場合、法務局、財務局、税務署等との関係当局との事前調整が必要である。民事信託制度は気軽に使い、民事信託会社の設立のハードルは高くない。そのためにも、民事信託の活用において詐害信託または租税回避行為の疑義が生じないようにする予防法務は大切である。民事信託会社を設立する場合、専門職が関与をして、法務局および税務署等との綿密な事前交渉・調整が必要となる。

第4に、信託登記である。民事信託会社の設立登記とともに、委託者の財産のうち、登記または登録をしなければ、権利の得喪および変更を第三者に対抗することができない財産については、信託に係る登記または登録が必要となる。すなわち、信託財産であることを公示する信託登記が必要である。専門職

は、登記の関連書類の作成および登記申請業務に關与することが求められる。

第5に、違法行為の継続的チェックである。委託者およびその関係者の財務状況が極めて悪化し、債務履行のため強制執行を回避するために民事信託会社を設立し、信託財産を移転すれば、詐害信託に該当する懸念もある。委託者の債権者は、訴えによって当該信託を取り消すことができる（信託法11条）。そこで、専門職による信託会社に対する継続的チェックが求められる。とりわけ、自己信託の受益権者が50名以上である場合、信託の設定をしようとする者は、内閣総理大臣の登録を受ける義務、信託設定が真正になされたこと、信託財産の評価額等について弁護士、公認会計士、税理士等による調査を受ける義務を負う（信託業法50条の2）。

第6に、後見制度支援信託における後見事務である。後見制度支援信託とは、家庭裁判所の指示書に基づき、被後見人の財産を信託の活用により管理するものである。後見制度支援信託の利用において、各士業の専門職は、一時的複数選任（信託契約の締結時まで専門職後見人と親族後見人の両方が選任され、締結時以降は親族後見人だけとなる）、承継選任（信託契約の締結時まで専門職後見人だけが選任され、締結時以降は親族後見人だけが選任される）、監督人選任（信託契約の締結前後を通じて親族後見人だけが選任され、専門職が締結時までは後見監督人に選任される）、単独選任（信託契約の締結前後を通じて専門職後見人だけが選任される）となることが期待される。

第7に、信託監督人等の就任である。受益者が未だ存在していない場合には、信託管理人を選任することができます。信託管理人とは受益者に代わって権利を行使する者です（信託法123条）。また、受益者が現存す

る場合であっても、受益者のために受託者の監督を行う者（信託監督人）、受益者のために受益者の権利を行使する者（受益者代理人）をそれぞれ選任することができる。これら信託監督人等に、専門職が就任することが考えられる。

5．主な発表論文等
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計2件）
事例にみる社会福祉法人のガバナンス～社会福祉施設における対利用者の問題・不祥事の防止策～（高知県社会福祉施設経営者協議会）2012年3月
新時代に問われる、共済制度と組織のあり方（一般社団法人全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会全国会議）2011年10月

〔図書〕（計2件）
編著『誰でも使える民事信託（第2版）』（日本加除出版、2012年）377頁。
共著『東日本大震災～復旧・復興に向けて～』（晃洋書房、2012年）151頁～166頁。

6．研究組織
(1)研究代表者
今川 嘉文（IMAGAWA YOSHIFUMI）
神戸学院大学・実務法学研究科・教授
研究者番号：30295729